

# 議会改革に関する検討結果

## 第7回報告書

令和3年8月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和3年8月17日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第7回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

**【検討項目】行政視察報告（行政視察レポート）の実施について**

行政視察については、浜田市議会基本条例第13条第2項において、『委員会では行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。』と規定している。

行政視察の位置づけを明確化すること、また、従来から行政視察終了後は、委員派遣報告書を作成し、市議会ホームページで内容を公表しているが、各委員会等が行政視察後に視察先で得た知見等について、協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要であり、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たすことも重要である。

このため、委員会の行政視察実施後に、委員派遣報告書をベースに、プレゼンテーション形式のわかりやすい行政視察レポートを作成し、議員・執行部へ全員協議会において報告することとし、あわせて、ホームページで公開し、市民にも情報提供するものとする。

**\* 実施にかかる検討内容の詳細は別紙のとおり。**

# 行政視察報告（行政視察レポート）の実施について

## 1. 行政視察の目的・意義の明確化

### （1）視察とは

議員が議案の審査あるいは当該地方公共団体の事務（行政課題）または議会運営等に関して必要な調査を行うために、国及び他の普通地方公共団体、その他関係機関・施設等に赴き、現地の見学、説明の聴取、資料の収集等を行うこと。

### （2）視察の種類

#### ①公務（委員会）としての視察

議会または委員会の議決に基づき、議会活動として行われる委員会視察

#### ②政務活動としての視察

政務活動費を充当し、政務活動として行われる議員個人または会派の調査活動

### （3）行政視察の位置づけ

行政視察を市政に関する課題解決のためのプロセスの1つとして位置付け、最終的には政策立案や政策提言につなげることを目標とする。

①行政課題の抽出・市民意見の聴取（議会報告会、地域井戸端会等）

→②課題設定（委員会における所管事務調査、取組む重要テーマ）

→③行政視察（②の課題に沿った参考となる先進地を選ぶ）

→④考察

→⑤政策立案・政策提言

## 2. 行政視察報告（行政視察レポート作成）の実施要領

### ＜議会基本条例 第13条2項＞

委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

### （1）目的

各委員会等が行政視察後に視察先で得た知見等について協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要である。また、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たす。

### （2）報告対象と報告方法

視察の種類		報告先	報告方法
公務	議会運営委員会 常任委員会 特別委員会	議員・執行部	全員協議会・ホームページ
		市民	ホームページ
政務活動	個人・会派	議員・執行部・市民	ホームページ

※会派・個人の政務活動による視察報告は、会派・個人が判断し議会全体で共有する必要があると判断した場合は、議員・執行部へ全員協議会で報告することも可とする。

### (3) 内容

公務としての行政視察の場合、委員派遣報告書（従来から作成している書面での報告書）は正副委員長が主体となり、委員会としてまとめる。

今回、新たに検討した行政視察レポートは、委員派遣報告書をベースに、プレゼンテーション形式のわかりやすい資料とし、議員・執行部へ全員協議会において報告する。また、ホームページで公開することにより、市民にも情報提供するものとする。

#### ①委員派遣報告書（従来から作成している報告書：統一書式とする）

\* 報告書の提出期限は、調査研究活動報告書（政務活動費使用）が、14日以内に議長に提出することとなっている（政務活動費の交付に関する細則）ため、同様としている。

##### 【内容】

1. 期間      2. 場所及び目的      3. 精算額      4. 派遣委員名

5. 調査の概要

①視察日時・視察先、②視察（調査）事項、③視察目的、④視察先の概要、  
⑤視察内容（視察先の取組・事業概要）、⑥委員会の考察

#### ②行政視察レポート（議員・執行部・市民への情報提供用）

委員派遣報告書を活用し、委員会の考察を踏まえ協議し、わかりやすい資料（パワーポイント等による）を委員会で作成する。

##### 【内容】 \* 委員派遣報告書の中の「調査の概要」から必要部分を抜粋

①参加委員名    ②視察日時・視察先    ③視察（調査）事項    ④視察目的

⑤視察先の概要    ⑥視察内容（視察先の取組・事業概要）    ⑦委員会の考察

#### ③議員・執行部・市民への報告

- ・委員派遣報告書については、従来どおり議長へ報告後にホームページで公開する。
- ・行政視察レポートについては、行政視察実施後（委員派遣報告書を議長へ提出した後）の全員協議会において速やかに報告を行い、ホームページで公開する。